

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員

(単位：人)

区 分	合 計 所 得				譲渡所得を 有する者	うち短期 譲渡所得を 有する者	山林所得を 有する者
	営業等 所得者	農 業 所得者	その他 所得者	計			
70万円以下	3,558	21	3,687	7,266	1,982	396	124
100 "	4,184	60	5,224	9,468	559	79	26
150 "	7,396	334	16,167	23,897	706	88	49
200 "	7,793	671	19,284	27,748	656	58	29
250 "	7,418	1,029	20,122	28,569	511	47	12
300 "	6,515	1,178	15,190	22,883	469	36	9
400 "	8,766	2,954	20,219	31,939	762	38	10
500 "	4,742	3,076	13,602	21,420	543	33	-
600 "	2,560	2,909	10,356	15,825	465	21	2
700 "	1,407	2,381	8,434	12,222	381	22	-
800 "	812	1,964	6,821	9,597	305	11	-
1,000 "	878	2,493	8,284	11,655	490	11	2
1,200 "	432	1,369	4,922	6,723	363	15	1
1,500 "	454	831	4,776	6,061	325	5	-
2,000 "	492	341	4,138	4,971	279	6	-
3,000 "	407	67	2,850	3,324	286	9	-
5,000 "	283	11	1,489	1,783	166	3	-
5,000万円 超	175	5	776	956	156	3	-
				内 401	外 983		外 7
合 計	58,272	21,694	166,341	246,307	9,404	881	264

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者について、平成16年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(注) 1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を示す。

2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に示した者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して示した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を示す。

用語の説明：1 合計所得とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

2 変動所得及び臨時所得の平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるため、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。